

様式第 1 号（その 2）（第 5 条関係）

使用許可申請書兼許可書（死産児火葬）

年 月 日

彦根愛知犬上広域行政組合
管理者 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
連絡先 _____
死亡者との続柄（ 親族・その他（ ） ） _____

紫雲苑の使用許可を受けたいので、彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。
なお、収骨後に残った焼骨、灰その他の物は貴組合で処分願います。

フリガナ					
父母の氏名	父		母		
父母の住所	県		市・郡		町
火葬参列 予定人数	約 人	分娩年月日	年 月 日 時 分		
妊娠月(週)数	か月 または 週				
火葬許可証 番号等	発行市町名		日付	年 月 日	
			番号		
火葬予約日時	年 月 日 □10：30 □11：30 □12：00 □13：30 □14：30 □15：00				
有料施設	□利用しない □待合室（和室） □待合室（洋室） □霊安室				

※本書には、火葬許可証の添付が必要です。

(以下は記入しないでください)

年 月 日
第 号

上記の使用を許可します。

彦根愛知犬上広域行政組合
管理者

ご利用に関する注意事項

■順守事項

- ①火葬予約日時を厳守してください。
- ②紫雲苑の係員の指示に従ってください。
- ③他の方に迷惑となる行為をしないでください。

■到着が遅れる場合の連絡

到着が遅れるおそれのある場合は、事前に紫雲苑へ連絡してください。15 分以上遅れて到着した場合、火葬炉使用時間を変更する場合がありますので、到着後、改めて火葬炉使用時刻の確認を紫雲苑窓口で行ってください。

■告別・収骨の時間

告別・収骨は、次の火葬準備等があるので、開始予定時刻から 10 分程度で終了してください。長時間利用される時は、退出していただくことがあるので、ご了承ください。

■待合室等のご利用について

- ①収骨まで紫雲苑でお待ちになる方は、待合ロビーもしくは待合室(有料)をご利用ください。
- ②待合室(有料)をご利用される方は、受付にお申し出ください。
- ③施設内での食事、アルコール類の持ち込みはご遠慮ください。ただし、菓子類、おにぎりおよびパン等手軽なものに限り召し上がっていただくことができます。
- ④ごみ類は、必ずお持ち帰りください。

■棺・副葬品でお守りいただきたいこと

- ①棺は、長さ 200 cm×幅 60 cm×高さ 50 cm以内の木質製の寝棺をご使用ください。
- ②生花を添えられる場合は、必要最低限にしてください。
- ③ドライアイスや化学防臭剤は、必ず出棺前に取り除いてください。
- ④棺の中に下記のものは入れないでください。爆発の危険や、火葬時間を長引かせる原因になります。また、副葬品が炉内で不完全燃焼や溶解したりすることにより、焼骨が着色したり、異物が付着したりすることで、焼骨を汚す原因になります。

制限品目	例
火葬炉設備の破損の原因となるもの	爆発物(缶飲料、ライター、乾電池等) ガラス製品(瓶、食器、鏡等) 金属製品(携帯電話、音楽プレイヤー、仏像等) カーボン製品(杖、釣り竿、ゴルフクラブ等) 宝飾品や小物(宝石、アクセサリー、メガネ、腕時計等)
大気汚染(ばい煙、有害ガス、悪臭)の発生源となるもの	ビニール製品(ハンドバック、靴、玩具等) 化学合成繊維製品(衣類、寝具、敷物等) 発砲スチロール製品(枕、緩衝剤、クッション等) その他プラスチック製品
不完全燃焼や燃焼の妨げとなるもの	果物(スイカ、メロン等) 書籍(辞書、アルバム等) 水分(酒類、ジュース等) 大量の紙類

※副葬品が原因で火葬炉が故障した場合や職員に事故があった場合は、修理費や治療費等を請求することがあります。